2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する取引が、当該取引に係る契約を締結する時において次の各号のいずれかに該当する取引である場合には、当該取引は、法第四十条の七第一項に規定する内閣府令で定めるものに該当しないものとする。

一　信託勘定に属するものとして経理される取引

二　取引を行う金融商品取引業者等の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。以下この号において同じ。）、子会社等又は親会社等の子会社等（当該金融商品取引業者等を除く。）が当該取引の相手方となる場合における当該取引

三　当事者の一方又は双方が次のいずれかに掲げる者である場合における当該取引

イ　金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会若しくは農林中央金庫に限る。）以外の者

ロ　金融商品取引業者等のうち、当該取引に係る契約を締結する時の属する年の前々年の四月から前年の三月まで（その時が十二月に属するときは、その前年の四月からその年の三月まで）の各月末日における店頭デリバティブ取引（清算集中等取引情報（法第百五十六条の六十三第一項に規定する清算集中等取引情報をいう。）又は取引情報（法第百五十六条の六十四第一項に規定する取引情報をいう。）の対象となっているものに限り、信託勘定に属するものとして経理されるものを除く。）に係る想定元本額の合計額の平均額が六兆円未満である者（イに掲げる者を除く。）

四　店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織の使用の停止を必要とする障害が発生した場合その他金融商品取引業者等が行う取引を店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行わせることが不適当であると認められる特別の事情があるものとして金融庁長官が指定する場合において当該金融商品取引業者等が行う取引

（公表の方法）

第百二十五条の八　法第四十条の七第二項（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公表を行おうとする者は、別表の上欄に掲げる事項を、当該電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引が行われた後、直ちに公表しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、特定店頭デリバティブ取引において当事者が想定元本として定めた金額が、次の各号に掲げる特定店頭デリバティブ取引の効力が生じる日から当該効力が消滅する日までの期間の区分に応じ、当該各号に定める金額を超える場合には、法第四十条の七第二項の規定により公表を行おうとする者は、別表の上欄に掲げる事項を、当該電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引が行われた日の翌営業日までに公表しなければならない。

一　三月以下の場合　三千億円

二　三月を超え六月以下の場合　六百億円

三　六月を超え一年以下の場合　五百五十億円

四　一年を超え二年以下の場合　五百億円

五　二年を超え五年以下の場合　二百億円

六　五年を超え十年以下の場合　百億円

七　十年を超え三十年以下の場合　五十億円

八　三十年を超える場合　二十億円

第百五十七条第一項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　電子取引基盤運営業務を行う者であるときは、当該電子取引基盤運営業務に係る取引記録

第百五十七条第二項中「第十五号」を「第十五号の二」に改める。

第百五十八条第二項第四号に次のように加える。

ニ　電子取引基盤運営業務に係るものについては、判別できるようにして保存すること。

第百五十九条第二項に次の一号を加える。

九　電子取引基盤運営業務に係るものは、別つづりとするか、当該電子取引基盤運営業務に係るものであることが判別できるようにしておくこと。

第百八十四条第一項第一号中「及び第二号」を「、第二号」に改め、「除く。）」の下に「及び第十五号の二」を加える。

第二百一条第八号イ⑴中「第二百二十一条第二号」の下に「及び第二百三十二条の五第二号」を加える。

第二百二十条第六号中「金融商品取引法令」の下に「（法第五条第八項に規定する金融商品取引法令をいう。第二百三十二条の四第六号において同じ。）」を加える。

第二百二十一条第一号中「機関をいう」の下に「。第二百三十二条の五第一号において同じ」を加え、同条第二号中「すべて」を「全て」に改め、「登録等をいう」の下に「。第二百三十二条の五第二号において同じ」を加え、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第二章第五節中第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款　電子店頭デリバティブ取引等業務の許可

（許可の申請）

第二百三十二条の二　法第六十条の十四第一項の許可を受けようとする者は、別紙様式第十九号の二により作成した同条第二項において準用する法第六十条の二第一項の許可申請書に、当該許可申請書の写し及び法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項の規定により当該許可申請書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（許可申請書の記載事項）

第二百三十二条の三　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を開始した日とする。

（業務の内容及び方法）

第二百三十二条の四　法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　業務運営に関する基本原則

二　業務執行の方法

三　業務分掌の方法

四　電子店頭デリバティブ取引等業務において行う特定店頭デリバティブ取引の種類及びその具体的内容

五　苦情の解決のための体制

六　我が国の金融商品取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置状況

七　電子店頭デリバティブ取引等業務を管理する責任者の氏名及び役職名

八　電子店頭デリバティブ取引等業務を行う部署及び法第六十条の十四第二項において準用する法第四十条の七第二項の規定に基づく公表に係る業務を行う部署（電子店頭デリバティブ取引等業務の一部又は法第六十条の十四第二項において準用する法第四十条の七第二項の規定に基づく公表に係る業務の一部を他の者に委託する場合にあっては、その者を含む。）の名称及び組織の体制

九　電子店頭デリバティブ取引等業務に係る顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法

十　料金に関する事項

十一　売付け及び買付けの気配その他価格情報を顧客に公表する方法（電子情報処理組織の使用その他の電子的方法に限る。）